

日弁連総第18号
2014年（平成26年）6月6日

金融庁長官 畠中 龍太郎 殿

日本弁護士連合会
会長 村越 進

適格機関投資家等特例業務の見直しに係る政令・内閣府令案等について（要望）

本年5月14日から、政府において適格機関投資家等特例業務の見直しに係る政令・内閣府令案等に対する意見募集が実施されています（意見提出期限：同6月12日）。

当連合会は、同2月20日に「適格機関投資家等特例業務（金融商品取引法第63条）に関する意見書」を取りまとめ、同2月21日付で内閣府特命担当大臣（金融）、金融庁長官及び証券取引等監視委員会委員長に提出していることから、今般の適格機関投資家等特例業務の見直しに係る政令・内閣府令案等については、下記のとおり意見を述べることとし、併せて、別添の同意見書の趣旨を踏まえた見直しを行うよう求めます。

記

- 1 当連合会は、適格機関投資家等特例業務の見直しに係る金融商品取引法施行令の一部改正（案）に関し、第17条の12第1項各号において、金融商品取引法第63条第1項第1号に規定する適格機関投資家以外の者につき限定を加えた点について、賛成する。
- 2 ただし、同一部改正（案）第17条の12第1項第10号において、個人投資家をその対象に含めている点について、反対する。

適格機関投資家以外の者に対する私募及び投資運用業については、そもそも個人投資家への勧誘を禁止すべきである。

添付書類

- ・適格機関投資家等特例業務（金融商品取引法第63条）に関する意見書（2014年2月21日公表）